第 1 7 5 - 6 号 令 和 7 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名	高崎市
(市町村コード)	(10202)
	六郷・長野地域
地域名(地域内農業集落名)	( 筑縄・下小鳥・上小鳥・上小塙・下小塙・上並榎・北新波・ 南新波・浜川・行力・楽間・沖・我峰・菊地 )
協議の結果を取り	令和 7 年 9 月 8 日
minta - > min / C 4x / 6	(第一3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、集落営農法人や認定農業者が大型機械を所有し、大規模に水稲、麦及び飼料用稲を作付けしている。一部の認定農業者で農地集積が進んでいるものの、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないため、いかにして中心となる担い手に農地を集積するかが今後の課題である。また、水稲では学校給食と連携した特別栽培米の生産が盛んに行われている。畜産については肥育及び乳牛経営をしており、飼料米や飼料用稲の作付けを行い、自給的経営を今後も継続する。

一方、野菜では「かがやけ新規就農者応援給付金」をはじめとする新規就農支援制度を活用し、露地ナスやネギ等の生産に取り組む新規参入者が増加している。今後の課題として、早期に農業で生活できる所得の確保が挙げられる。 また、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備が進みつつある。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型作物については、集落営農法人や認定農業者を中心に、農地の流動化及び大型機械の共同利用による規模拡大と作業の効率化に取り組む。また、畑作物の直接支払交付金を最大限に活用するため、麦の品質向上(1等・Aランク)による所得向上を図る。

野菜生産を志向する新規参入希望者に対しては、引き続き初期投資が少ない露地ナスの作付けを推進するとともに、就農間もない新規参入者には各種就農給付金の終了時に生活できる所得が確保できるよう、収穫機などの機械整備による規模拡大を図る。

畜産については肥育及び乳牛経営をしており、飼料用米や飼料用稲の作付けを行い、自給的経営を今後も継続する。また、本地区は住宅地に近い農地も存在し、非農家からの苦情もあるため地域で連携して理解を求める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

≥	域内の農用地等面積	338.4 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	338.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、	農振農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。

地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制・支援体制を整えていく。

#### (2)農地中間管理機構の活用方針

担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地 の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域の意向、担い手の意向を踏まえ、集積・集約のために基盤整備事業を推進する。

## (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市を中心に県及びJAと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援する。また、研修先農家のリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、露地野菜及び施設園芸、集落営農法人の担い手確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ドローンによる農薬散布サービスを活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	>	②有機・減農薬・減肥	N V	③スマート農業	<b>✓</b>	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<b>\</b>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	⑩その他

# 【選択した上記の取組方針】

- ①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による 農作物被害の低減に努める。
- ②③④水稲では、学校給食と連携した特別栽培米の生産が盛んに行われている。持続可能な地域農業を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進(畑地化)及び輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業の実施を継続して、地域資源の保全管理を推進する。